

議案第1号の別紙

投票区	投票所	令和5年6月1日 現在 登録者数			新規登録者数			抹消者			転居			9月1日 処理 登録者数		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	奈良輪小学校体育館	3,797	3,605	7,402	122	103	225	80	63	143	-4	-6	-10	3,835	3,639	7,474
2	昭和小学校体育館	960	961	1,921	28	19	47	12	9	21	-3	-5	-8	973	966	1,939
3	神納コミュニティセンター	1,365	1,368	2,733	24	21	45	24	13	37	-3	-4	-7	1,362	1,372	2,734
4	神納公民館	706	704	1,410	14	11	25	14	9	23	2	1	3	708	707	1,415
5	袖ヶ浦市商工会館	2,303	2,154	4,457	47	28	75	35	28	63	-1	2	1	2,314	2,156	4,470
6	蔵波会館	800	679	1,479	25	17	42	21	13	34	-2	3	1	802	686	1,488
7	蔵波小学校体育館	2,665	2,752	5,417	34	23	57	48	39	87	1	5	6	2,652	2,741	5,393
8	長浦公民館多目的ホール	1,687	1,583	3,270	25	25	50	22	16	38	2	0	2	1,692	1,592	3,284
9	長浦小学校体育館	2,576	2,548	5,124	39	41	80	33	31	64	-4	-4	-8	2,578	2,554	5,132
10	久保田会館	905	913	1,818	7	13	20	13	9	22	2	3	5	901	920	1,821
11	代宿公民館	1,035	884	1,919	30	8	38	23	19	42	-5	-4	-9	1,037	869	1,906
12	のぞみ野第二自治会館	1,483	1,491	2,974	14	14	28	16	21	37	6	5	11	1,487	1,489	2,976
13	大曾根公民館	323	332	655	1	4	5	4	3	7	-2	0	-2	318	333	651
14	三ツ作自治会館	282	238	520	2	1	3	2	2	4	-1	0	-1	281	237	518
15	飯富自治会館	373	368	741	2	2	4	6	7	13	2	1	3	371	364	735
16	蔵波中学校武道場	1,476	1,448	2,924	25	20	45	14	11	25	8	4	12	1,495	1,461	2,956
17	平岡公民館多目的ホール	1,107	1,113	2,220	12	14	26	12	13	25	1	1	2	1,108	1,115	2,223
18	旧平岡小学校幽谷分校	386	359	745	6	2	8	3	2	5	0	0	0	389	359	748
19	平川保育所	307	330	637	1	2	3	6	1	7	1	1	2	303	332	635
20	平川公民館多目的室	654	661	1,315	3	8	11	12	9	21	-1	-1	-2	644	659	1,303
21	中川幼稚園	1,116	1,135	2,251	20	16	36	9	8	17	-1	-4	-5	1,126	1,139	2,265
22	平川公民館富岡分館多目的ホール	639	593	1,232	5	3	8	6	8	14	0	1	1	638	589	1,227
23	永地公民館	450	497	947	1	1	2	6	8	14	2	1	3	447	491	938
	旧袖ヶ浦地区計	22,736	22,028	44,764	439	350	789	367	293	660	-2	1	-1	22,806	22,086	44,892
	旧平川地区計	4,659	4,688	9,347	48	46	94	54	49	103	2	-1	1	4,655	4,684	9,339
	合計	27,395	26,716	54,111	487	396	883	421	342	763	0	0	0	27,461	26,770	54,231

議案第4号参考資料

袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程新旧対照表

改正後	現 行
様式第7号 別紙のとおり 様式第13号 別紙のとおり	様式第7号 別紙のとおり 様式第13号 別紙のとおり

様式第7号(第3条関係)

確認番号

選挙運動用自動車燃料代確認書

袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定により、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長

印

記

- 1 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認金額 _____ 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。
なお、公費の支払いの請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、市に支払を請求することはできません。
- 4 立候補の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(無投票当選となった場合には、当該投票を行わないこととなった日)までの日数に7,560円を乗じて得た額を限度とします。

様式第7号(第3条関係)

確認番号

選挙運動用自動車燃料代確認書

袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定により、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長



記

- 1 年 月 日執行 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認金額 _____ 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。
なお、公費の支払いの請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、市に支払を請求することはできません。
- 4 立候補の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(無投票当選となった場合には、当該投票を行わないこととなった日)までの日数に7,700円を乗じて得た額を限度とします。

様式第13号（第5条関係）

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日
 年 月 日執行 選挙
 候補者氏名

記

ビラ作成業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	氏名又は名称 住 所 代 表 者
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数 枚
 - (2) 限度額 7円51銭（単価） × 当該作成枚数＝限度額
（1円未満の端数は切上げ）

様式第13号（第5条関係）

選挙運動用ビラ作成証明書

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日
 年 月 日執行 選挙
 候補者氏名

記

ビラ作成業者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	氏名又は名称 住 所 代 表 者
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数 枚
 - (2) 限度額 7円73銭（単価） × 当該作成枚数＝限度額
（1円未満の端数は切上げ）